宮西連区民生児童委員の選定規準（案）

第１条　本規準は、一宮市宮西連区民生児童委員の改選時（３年毎、１２月改選）及び欠員が生じた時における次期民生児童委員の選定規準を定めるものである。

第２条　民生児童委員の改選時及び欠員が生じた時は、該当地域のブロック長、町会長と現民生児童委員の協議により、次期民生児童委員を選定する。

第３条　本規準は、各町内会年次総会において周知を図るものとする。

附則　本規準は、令和４年１２月１日より施行する。